



—令和4年度—

## 総会資料

令和4年7月21日 13:30～  
キャンパスプラザ京都 2階 第3会議室  
(京都市下京区)

世界連邦宣言自治体全国協議会

# 資 料 内 容

## <議 案>

- |       |                |
|-------|----------------|
| 第1号議案 | 令和3年度事業実施報告    |
| 第2号議案 | 令和3年度決算報告・監査報告 |
| 第3号議案 | 令和4年度事業計画（案）   |
| 第4号議案 | 令和4年度予算（案）     |

## <参考資料>

- 役員名簿
- 加盟自治体一覧
- 協議会規約

## 第1号議案

### 令和3年度事業実施報告

#### 1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

世界連邦思想の普及や世界連邦都市宣言の意義の周知、当協議会の活動の啓発に努めた。

- (1) 機関紙『いま、一つの世界を』を発行し、当協議会の活動などを紹介した。
- (2) 世界連邦運動協会発行の機関誌『世界連邦Newsletter』を加盟自治体に配布し、情報提供に努めた。
- (3) 当協議会のホームページにおいて情報発信に努めた。

#### 2 当協議会の活動展開

国内の世界連邦関係団体との連携を密にし、世界連邦思想の普及啓発に努めた。

- (1) 令和3年度総会（オンライン） 令和3年7月12日（月）
  - ・総会に合わせて講演会を開催  
演 題：「賀川豊彦の活動と世界連邦運動」  
講 師：杉浦秀典氏（賀川豊彦記念松沢資料館副館長）  
参加者：75人（オンライン100人）
- (2) 世界連邦推進日本協議会への参画
- (3) 「第50回世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクール」の後援  
ポスター 応募 1, 138点（68校） 入賞18点  
作 文 応募 477点（41校） 入賞18点  
主催：世界連邦運動協会 後援：文部科学省
- (4) 抗議声明の公表等
  - ・イスラエル・パレスチナに停戦を求める書簡を両大使館宛て送付
  - ・ウクライナにおける武力衝突に対する抗議声明を公表 など

#### 3 世界連邦推進事業交付金制度の運用

加盟自治体等が行う世界連邦・平和推進事業に交付金を適用した。

- ・令和3年度 交付対象事業  
瑞穂町（東京都）  
世界連邦事業（町制80周年記念平和事業）  
「渋谷敦志写真展 国境のない世界を夢みて」  
交付金額：500,000円

#### 4 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

世界連邦運動に対する意識の高揚と理解を深めるとともに難民救済を図るため、全国の自治体職員に協力を呼びかけて1人100円募金を実施した。

- ・協力自治体数 173自治体
- ・募金総額 5,195,899円

募金は例年同様に、国連UNHCR協会と日本ユニセフ協会に寄託したほか、世界連邦推進事業基金に積み立てた。

また、この度のロシアによるウクライナ侵攻により、国家の主権が侵され、国民の生命や財産が脅かされている惨禍を踏まえ、ウクライナ人道危機への支援のため、ウクライナ大使館へ寄託した。

第2号議案

令和3年度決算報告

■収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
負担金	784,000	742,000	△ 42,000	2県、37市区、13町 計52自治体
繰越金	639,912	639,912	0	前年度から
繰入金	900,000	1,080,134	180,134	世界連邦推進事業基金
雑収入	88	7	△ 81	預金利子
合計	2,324,000	2,462,053	138,053	

■支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
事務消耗品費	50,000	10,420	△ 39,580	事務用品
通信費	90,000	28,194	△ 61,806	郵便料
事業費	1,400,000	1,080,134	△ 319,866	世界連邦推進事業交付金 募金等事務経費
会議費	200,000	173,502	△ 26,498	総会、講演会
旅費・交通費	100,000	0	△ 100,000	
情報宣伝費	458,000	268,810	△ 189,190	自治体協新聞発行 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営
負担金	20,000	0	△ 20,000	
予備費	6,000	0	△ 6,000	
合計	2,324,000	1,561,060	△ 762,940	
差引	0	900,993	900,993	次年度繰越

世界連邦推進事業基金

(単位：円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末現在高
9,156,618	154,508	1,080,134	8,230,992

当年度積立 154,433円 世界平和・難民救済募金から  
75円 預金利子

当年度取崩 579,364円 世界平和・難民救済募金等の事務経費に充当  
500,770円 世界連邦推進事業交付金に充当

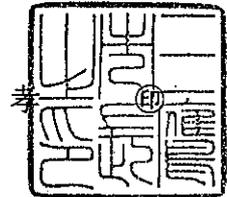
## 監 査 報 告 書

世界連邦宣言自治体全国協議会の令和3年度会計の監査を行い、関係書類（収入・支出帳票類等）の閲覧・照合等を行った結果、公正・妥当なものと認めました。

上記のとおり報告いたします。

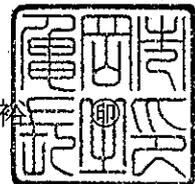
令和4年 6 月 16 日

監事 三鷹市長 河 村



令和4年 6 月 27 日

監事 亀岡市長 桂 川 孝 裕



「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」  
令和3年度収支決算書

収入	募金総額	5,195,899円
----	------	------------

支出	払込手数料(募金)	39,894円
	払込手数料(寄託)	692円
	<u>送金手数料(基金)</u>	<u>880円</u>
	合計	41,466円

差引		5,154,433円
----	--	------------

寄託・積立

ウクライナ大使館	3,000,000円
国連UNHCR協会	1,000,000円
日本ユニセフ協会	1,000,000円
<u>世界連邦推進事業基金</u>	<u>154,433円</u>
合計	5,154,433円

世界平和・難民救済募金（令和3年度）集計

都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額	
北海道	<b>倶知安町</b>	<b>13,058</b>	長野県	木島平村	7,190	香川県	東かがわ市	22,149	
	別海町	28,006		諏訪市	2,859		丸亀市	59,573	
	稚内市	35,430		王滝村	2,700		宇多津町	4,400	
	士別市	33,520		静岡県	麻績村	5,000	愛媛県	<b>新居浜市</b>	<b>84,100</b>
	芦別市	200			<b>藤枝市</b>	<b>46,351</b>		<b>松山市</b>	<b>199,290</b>
	鷹栖町	3,211			<b>焼津市</b>	<b>70,306</b>		八幡浜市	32,878
青森県	平内町	200	三重県	御浜町	1,225	長崎県	四国中央市	67,576	
岩手県	普代村	7,190	京都府	<b>綾部市</b>	<b>37,100</b>		今治市	13,429	
	宮城県	宮城県		2,212	<b>福知山市</b>		<b>91,983</b>	伊予市	25,693
色麻町		6,590	<b>舞鶴市</b>	<b>37,600</b>	佐賀県	多久市	14,380		
利府町		19,708	<b>亀岡市</b>	<b>84,590</b>		佐賀県	690		
大衡村		10,148	<b>宇治市</b>	<b>40,384</b>		唐津市	700		
秋田県		南三陸町	14,957	与謝野町	16,532	玄海町	1,600		
	東成瀬村	5,600	伊根町	6,700	熊本県	波佐見町	9,457		
山形県	羽後町	5,008	木津川市	47,857		時津町	11,470		
	<b>天童市</b>	<b>38,926</b>	八幡市	45,691		西海市	35,890		
福島県	長井市	27,272	南丹市	3,100	熊本県	御船町	800		
	桑折町	14,143	宇治田原町	12,410		熊本県	2,800		
	湯川村	4,890	長岡京市	40,000		湯前町	6,363		
	相馬市	6,561	向日市	22,075		相良村	6,190		
茨城県	檜葉町	13,351	京都府	238,250		山江村	8,890		
	龍ヶ崎市	9,000	京丹後市	94,665		南小国町	10,106		
	那珂市	49,467	宮津市	14,613		南阿蘇村	14,114		
栃木県	大洗町	22,345	久御山町	19,740		小国町	10,890		
	鹿沼市	19,068	大山崎町	2,405		玉名市	30,725		
群馬県	栃木県	821	兵庫県	<b>兵庫県</b>		<b>146,140</b>	産山村	2,000	
	群馬県	1,746	奈良県	桜井市	17,624	大分県	日出町	8,523	
埼玉県	富士見市	800	和歌山県	十津川村	2,590		九重町	26,565	
	小鹿野町	33,614		<b>高野町</b>	<b>14,668</b>	宮崎県	日向市	42,838	
千葉県	<b>成田市</b>	<b>127,865</b>	<b>かつらぎ町</b>	<b>19,097</b>	都城市		22,090		
	白井市	13,002	和歌山県	1,500	日之影町		9,452		
	市原市	3,990	有田市	28,422	新富町		12,247		
	東京都	<b>文京区</b>	<b>107,000</b>	由良町	3,200		串間市	24,390	
<b>福生市</b>		<b>50,461</b>	田辺市	30,000	えびの市		28,265		
<b>武蔵野市</b>		<b>72,305</b>	九度山町	1,390	綾町		800		
<b>千代田区</b>		<b>107,541</b>	鳥取県	日吉津村	4,590		都農町	3,590	
<b>青梅市</b>		<b>63,726</b>	島根県	雲南市	69,219		鹿児島県	日置市	40,186
<b>瑞穂町</b>		<b>26,321</b>		島根県	890			天城町	17,043
<b>小金井市</b>		<b>44,026</b>	岡山県	<b>倉敷市</b>	<b>134,665</b>	喜界町		17,950	
<b>渋谷区</b>		<b>93,092</b>		<b>笠岡市</b>	<b>76,110</b>	垂水市		26,438	
<b>羽村市</b>		<b>31,820</b>		<b>岡山市</b>	<b>350,613</b>	出水市		60,744	
大田区		700		<b>岡山市</b>	<b>57,295</b>	鹿児島県		2,384	
荒川区	1,090	<b>瀬戸内市</b>		<b>38,290</b>	肝付町	21,025			
日の出町	11,158	<b>吉備中央町</b>		<b>13,690</b>	さつま町	30,000			
神奈川県	湯河原町	20,002		備前市	39,000	龍郷町		10,600	
	三浦市	5,000		津山市	62,264	沖縄県		南城市	1,200
新潟県	新潟市	300	新見市	43,500	沖縄県		667		
	関川村	10,724	高梁市	18,821	石垣市		38,165		
富山県	立山町	14,024	広島県	<b>広島市</b>	<b>289,272</b>		宜野湾市	37,604	
	上市町	7,894		<b>府中町</b>	<b>23,970</b>		糸満市	26,438	
石川県	<b>輪島市</b>	<b>25,887</b>	大竹市	22,071	恩納村		15,490		
福井県	高浜町	12,990	神石高原町	20,542	中城村		12,465		
山梨県	富士吉田市	24,000	山口県	1,490	渡嘉敷村		7,300		
	中央市	9,765	徳島県	鳴門市	10,863		伊平屋村	9,140	
長野県	<b>小諸市</b>	<b>29,119</b>	神山町	5,577	※太字ゴシックは加盟自治体				
	木曾町	6,500	上勝町	6,100	<b>加盟自治体</b>	<b>34</b>	<b>2,686,661</b>		
	南木曾町	5,747	阿南市	41,801	非加盟自治体	139	2,509,238		
	上松町	7,276	美馬市	625	合計	173	5,195,899		
	東御市	600	藍住町	2,901					
	南箕輪村	15,064							

## 第3号議案

### 令和4年度事業計画（案）

全世界で未曾有の犠牲者を生み、人類が初めて核兵器の脅威を知ることとなった第二次世界大戦後、核兵器による破滅から人類を救うための決め手として、アインシュタインや湯川秀樹など科学者らが中心となり提唱された世界連邦運動は、国家間の紛争など一国では解決できない地球規模の課題を担う民主的な政府の建設を目指すものとして、これまで多くの先人の英知と不断の努力により展開され歴史を刻んできた。

当協議会は、その前身である世界連邦平和都市連絡協議会の創設から長年にわたり、核兵器の廃絶を強く訴え、地道ながらも世界の恒久平和の実現に向けた活動を進めてきたところである。

核兵器の開発や実験、生産、保有、使用などを全面的に禁止し、核兵器を非人道的で違法とする初めての国際条約である核兵器禁止条約は、一昨年10月に批准国が発効要件の50か国に達し、昨年1月22日に発効した。当協議会としても、一般の条約発効を歴史的な一歩と捉えており、今後、核兵器廃絶に向けた動きが大きく前進することを期待している。

一方、世界に目を向けると、ロシアはウクライナに武力侵攻し、一般市民を犠牲にする無差別攻撃を繰り返し、原子力発電所まで攻撃、さらには核兵器の使用を辞さない姿勢を示すことで、国際社会の行動を牽制しており、核兵器による威嚇は世界平和への深刻な脅威であると言わざるを得ない状況にある。

こうした中で、当協議会は、世界の恒久平和の実現はもとより、環境問題や災害・感染症対応など、共通する課題の解決に向け国家の利害を超えて取り組むためにも、新たな秩序である世界連邦建設の必要性や期待が高まっていると捉えており、加盟自治体や関係機関との団結や連携を一層深め、世界連邦思想の普及啓発など積極的な活動の展開に努める。

#### 1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

積極的な情報発信により、世界連邦思想の普及や当協議会の活動の周知を図る。

- (1) 加盟自治体間の情報共有及び他の平和関係団体との連携
- (2) 自治体協新聞『いま、一つの世界を』の発行
- (3) 世界連邦運動協会機関誌『世界連邦Newsletter』の配布
- (4) ホームページの管理運営・情報発信
- (5) 未加盟の世界連邦宣言自治体等への加盟要請 など

#### 2 当協議会の活動展開

世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及・啓発等を図る。

- (1) 総会等の開催
- (2) 世界連邦推進日本協議会への出席
- (3) 世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクールへの参加促進
- (4) 平和・世界連邦の啓発に繋がる資料・啓発物品の製作

### 3 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

募金は国連UNHCR協会や日本ユニセフ協会などの慈善団体へ寄託するとともに、世界連邦・平和推進事業や中東和平に向けた取組等に役立てるため、世界連邦推進事業基金に積み立てる。

### 4 世界連邦の実現による国際平和の確立

本年2月24日にロシアがウクライナへ武力侵攻を行い、自然豊かな領土や歴史的な景観は焦土と化し、多くの人命や財産が失われるなど、国家主権と国民の人権が侵害されている。

さらに、核兵器の使用も辞さないという強硬な姿勢を示すことにより、国際社会の行動を牽制している。

このような事態に対し、国際連合の安全保障理事会において出された非難決議が常任理事国であるロシアの拒否権行使により否決され、停戦への有効な手立てが示せないなど、国連の限界が改めて露呈されることとなった。

国際秩序と世界平和を維持するため、拒否権を持つ常任理事国の在り方について国連改革に向けた議論の必要性が高まっている。

本協議会としても、世界連邦を推進する関係団体と連携し、世界連邦の実現による国際平和の確立、安全保障体制の実現に向けて努力する。

第4号議案

令和4年度予算(案)

(自) 令和4年4月 1日  
(至) 令和5年3月31日

■収入の部

(単位:円)

科目	本年度	前年度	比較	備考
繰越金	900,993	639,912	261,081	前年度から
負担金	784,000	784,000	0	2県、38市区、13町 計53自治体
繰入金	700,000	900,000	△ 200,000	世界連邦推進事業基金
雑収入	7	88	△ 81	預金利子等
合計	2,385,000	2,324,000	61,000	

■支出の部

(単位:円)

科目	本年度	前年度	比較	備考
事務消耗品費	50,000	50,000	0	事務用品等
通信費	90,000	90,000	0	郵便料等
事業費	1,300,000	1,400,000	△ 100,000	世界連邦推進事業交付金 募金等事務経費 啓発物品等作成費
会議費	300,000	200,000	100,000	理事会・総会等関係経費
旅費・交通費	150,000	100,000	50,000	事務局旅費等
情報宣伝費	470,000	458,000	12,000	自治体協新聞発行 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営
負担金	20,000	20,000	0	事業参加等経費
予備費	5,000	6,000	△ 1,000	
合計	2,385,000	2,324,000	61,000	

世界連邦推進事業基金

(単位:円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末予定高
8,230,992	1,001,000	700,000	8,531,992

当年度積立 1,000,000円 世界平和・難民救済募金から  
1,000円 預金利子  
当年度取崩 700,000円 本会計に繰り入れ事業費に充当

## 役員名簿

(令和4年4月1日)

役職名	自治体名 (都道府県)	首長名
会長	綾部市 (京都府)	山崎善也
副会長	武蔵野市 (東京都)	松下玲子
	金沢市 (石川県)	村山卓
理事	成田市 (千葉県)	小泉一成
	青梅市 (東京都)	浜中啓一
	小金井市 (東京都)	西岡真一郎
	福生市 (東京都)	加藤育男
	輪島市 (石川県)	坂口茂
	宇治市 (京都府)	松村淳子
	兵庫県 (兵庫県)	齋藤元彦
	神戸市 (兵庫県)	久元喜造
	岡山市 (岡山県)	大森雅夫
	広島市 (広島県)	松井一實
	松山市 (愛媛県)	野志克仁
	新居浜市 (愛媛県)	石川勝行
監事	三鷹市 (東京都)	河村孝
	亀岡市 (京都府)	桂川孝裕

令和3年度～令和4年度 (任期2年)

(北海道)	(東北)	(関東)	(中部)	(近畿)	(中国)	(四国)	
北海道 1	山形県 1	千葉県 1	石川県 4	滋賀県 1	岡山県 7	愛媛県 4	
倶知安 町	天童 市	成田 市	金沢 市	大津 市	岡山 県	松山 市	都道府県 2
小計 1	小計 1	東京都 13	輪島 市	京都府 5	岡山市	新居浜 市	市区 38
		千代田 区	川北 町	福知山 市	倉敷 市	大洲 市	町 13
		文京 区	内灘 町	舞鶴 市	笠岡 市	内子 町	村 0
		台東 区	山梨県 1	綾部 市	瀬戸内 市	高知県 2	合計 53
		渋谷 区	身延 町	宇治 市	早島 町	高知 市	
		豊島 区	長野県 1	亀岡 市	吉備中央 町	四万十 町	
		八王子 市	小諸 市	大阪府 1	広島県 2	小計 6	
		武蔵野 市	静岡県 2	豊中 市	広島 市		
		三鷹 市	焼津 市	兵庫県 2	府中 町		
		青梅 市	藤枝 市	兵庫県	小計 9		
		小金井 市	小計 8	神戸 市			
		福生 市		和歌山県 4			
		羽村 市		和歌山 市			
		瑞穂 町		かつらぎ 町			
		神奈川県 1		高野 町			
		横浜市		湯浅 町			
		小計 15		小計 13			

## 世界連邦宣言自治体全国協議会規約

(名称)

第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。

(組織)

第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体（以下「自治体」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じた世界連邦思想の普及
- (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開
- (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進
- (4) 研究会、講習会の開催
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

- 2 会長及び副会長は、総会において互選する。
- 3 理事の定数、理事及び監事の選任方法等は、会長がこれを定める。
- 4 役員任期は、2年とする。
- 5 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、これを代理する。
- 7 理事は、理事会において会長が定める案件を審議する。
- 8 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

(総会)

第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

- 2 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。ただし、書面により開催することができるものとする。

3 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前項ただし書の場合は、書面により提出された可否の過半数で決するものとする。

4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

5 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、その代理者を出席させることができる。

6 総会は、会長が定める重要案件を議決する。

(理事会)

第8条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織し、会長がこれを招集する。

2 理事会は、会長が定める案件を審議、決定にあたる。

3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

第10条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 自治体の分担金は、別表のとおりとする。

(予算の議決)

第11条 本会の毎年度歳入歳出予算は、総会の承認を得るものとする。

(決算の認定)

第12条 本会の決算は、総会に報告するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、会長の属する自治体に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置く。

(その他)

第14条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 附 則

この規約は、令和元年8月23日から施行する。

## 別表（第10条関係）

## 自治体の分担金

区 分		分 担 金 額
都 道 府 県		40,000円
政 令 指 定 都 市		40,000円
市 及 び 特 別 区	人口50万人以上	25,000円
	30万人以上50万人未満	20,000円
	20万人以上30万人未満	18,000円
	10万人以上20万人未満	13,000円
	5万人以上10万人未満	10,000円
	5万人未満	8,000円
町		5,000円
村		4,000円